

答 申 情 第 2 1 1 号
令 和 8 年 1 月 1 5 日

京 都 市 長 様

京都市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 北 村 和 生
(事務局 総合企画局デジタル化戦略推進室情報管理担当)

京都市情報公開条例第18条第1項の規定に基づく諮詢について（答申）

令和7年4月25日付け建建監第3号をもって諮詢のありました下記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

工事設計図書作成マニュアル（令和4年7月）に係る公文書一部公開決定事案（諮詢第368号）

1 審議会の結論

処分庁が行った公文書一部公開決定処分は、妥当である。

2 審査請求の経過

- (1) 審査請求人は、令和7年3月19日に、処分庁に対して、京都市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、「工事設計図書作成マニュアル【本編】」の公開を請求した（以下「本件請求」という。）。
- (2) 処分庁は、本件請求に係る公文書として「工事設計図書作成マニュアル【本編】（令和4年7月）」（以下「本件公文書」という。）を特定したうえ、公文書一部公開決定処分（以下「本件処分」という。）をし、令和7年4月1日付けで、その旨及びその理由を次のとおり審査請求人に通知した。

条例第7条第3号に該当

土木積算システムにおける詳細な操作方法の画面は、法人のノウハウに係る情報であり、当該情報を公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるため。

- (3) 審査請求人は、令和7年4月8日に、本件処分を不服として、行政不服審査法第2条の規定により、本件処分のうち「積算システムにおける詳細な操作方法の画面」を非公開とした部分の取消しを求める審査請求をした。

3 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

4 処分庁の主張

弁明書及び審議会における職員の説明によると、処分庁の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 本件公文書について

本件公文書は、本市が発注する公共工事において、工事の内容や方法を明確に示す「設計図書」の作成基準を定めたものである。

設計図書を作成する際には、積算システムを使って数量や費用を算出する必要があり、本件公文書には、積算システムの詳細な操作方法の画面（インターフェース設計）等が記載されている。

(2) 条例第7条第3号に該当することについて

一般財団法人日本建設情報総合センター（以下「JACIC」という。）が独自に開発した積算システムは、独創性を有し、特定の機能や設計思想が組み込まれているものである。

プログラムコードやデータの内容、インターフェース設計は独自の発想に基づいており、著作権は開発者の JACIC に帰属する。

JACIC は、当該法人が開発・作成した積算システム及び関連文書は、情報公開法第五条第一項二号イにおける「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当すると主張している。

本市としても、当該情報を公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるため本件処分を行った。

- (3) 以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点はない。

5 審査請求人の主張

審査請求書によると、審査請求人の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

- (1) 審査請求に係る処分のうち、黒塗り箇所に記載の頁番号の取り消しを求める。

- (2) 審査請求に係る処分は、次のとおり違法不当である。

「工事設計図書作成マニュアル（本編）（令和4年7月）」、「土木積算システムにおける詳細な操作方法の画面」なるものが、条例第7条第3号に該当するか判然とせず、同合理的理由もないため。

6 審議会の判断

当審議会は、処分庁の主張及び審査請求人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

- (1) 本件公文書について

本件公文書は、本市が発注する公共工事において、工事の内容や方法を明確に示す「設計図書」の作成基準を定めたものである。

設計図書を作成する際には、積算システムを使って数量や費用を算出する必要があり、本件公文書には、積算システムの詳細な操作方法の画面（インターフェース設計）等が記載されている。

- (2) 本件処分について

ア 処分庁は、本件公文書において非公開とした情報は、次のとおり条例第7条第3号に該当すると主張する。

JACIC が独自に開発した積算システムは、独創性を有し、特定の機能や設計思想が組み込まれているものである。プログラムコードやデータの内容、インターフェース設計は独自の発想に基づいており、著作権は開発者の JACIC に帰属する。システムの詳細な操作方法等の画面構成には JACIC の著作権があり、公開しているもの以外には JACIC のノウハウとして見せることができない部分がある。

本市としては、当該情報を公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるため本件処分を行った。

イ 一方、審査請求人は、条例第7条第3号に該当するか判然とせず、合理的理由もないと主張する。

ウ 条例第7条第3号は、法人その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものについて、非公開とすることを定めている。

法人等の営業の自由、公正な競争は、当然保障されなければならず、技術上のノウハウ、営業上の秘密など、公開することにより、当該法人等の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報は、非公開として保護されなければならないものである。

エ 当審議会において、本件公文書を見分したところ、処分庁が非公開としている部分について、具体的には、JACIC が開発・作成した積算システムの詳細な操作方法の画面が記載されていることが認められた（以下「本件非公開部分」という。）。

オ 上記のように、法人等の営業の自由、公正な競争は、当然に保障されなければならず、技術上のノウハウ、営業上の秘密など、公開することにより、当該法人等の競争上の地位その他正当な利益を害する情報は、非公開として保護されなければならない。

処分庁が主張するように、JACIC が独自に開発した積算システムは、独創性を有し、特定の機能や設計思想が組み込まれているものであるとともに、インターフェース設計は独自の発想に基づいており、開発者である JACIC の技術上のノウハウが含まれているものである。これらの情報を公開すれば、第三者が JACIC のインターフェース設計を模倣した積算システムを開発するなどの可能性が否定できず、これらの情報は、公開することにより、当該法人等の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報であると判断できる。

また、当審議会で本件非公開部分を見分したところ、非公開部分は積算システムの詳細な操作方法の画面の記載がある部分に限られており、それを超えてなお追加で公開すべきと判断できる部分は認められなかった。

したがって、本件非公開部分は、法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと認められる。

よって、条例第7条第3号に該当し、処分庁の判断は妥当であると判断する。

(3) 結論

以上により、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

(参考)

1 審議の経過

令和7年 4月25日 諒問

5月22日 諒問庁からの弁明書の提出

12月18日 諒問庁の職員の口頭理由説明（令和7年度第9回会議）

令和8年 1月15日 審議（令和7年度第10回会議）

※ 審査請求人から意見陳述の希望がなかったので、意見の聴取は行わなかった。

2 本件諒問について調査及び審議を行った部会

第2部会（部会長 石塚 武志）